

信州大学における国立情報学研究所研究データ管理基盤サービス利用に関する要項

2021年4月1日

副学長（学術情報担当）・附属図書館長 裁定

（目的）

第1条 この要項は、信州大学（以下「本学」という）が、本学に在籍する研究者等のために、国立情報学研究所（以下「NII」という）が運営する研究データ管理基盤サービス（以下「GakuNin RDM」という）の利用環境を提供するにあたって、必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要項において「研究データ」及び「研究者等」の定義は、信州大学における研究データの保存等に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という）第2の1項及び2項に準ずる。

（本学の役割）

第3条 本学は、研究者等が作成又は取得した研究データを、ガイドラインに基づいて適切に運用することを支援するため、GakuNin RDM の利用に必要な環境を整備するものとする。

（委員会）

第4条 本学における GakuNin RDM の利用に関して必要な事項は、学術情報・図書館委員会（以下「委員会」という）で審議する。

（利用）

第5条 研究者等は、自らが保有する研究データを、自らの責任において、GakuNin RDM に登録及び削除することができる。

2 本学は、研究者等が前項に掲げる利用を行うにあたって、必要な支援を行う。

（共有）

第6条 研究者等は、登録した研究データを、研究上必要かつ法令及び契約等に反しない範囲で、他の研究者と共有することができる。

（容量）

第7条 研究者等が登録できる研究データの容量の上限は、別に定める。

(遵守事項)

第8条 研究者等は、次のことを遵守しなければならない。

- 1 専ら営利を目的とした利用を行わないこと。
- 2 著作権等の第三者の権利を侵害するおそれのある行為をしないこと。
- 3 プライバシーを侵害しないこと。
- 4 ウィルス等を含む有害なコンテンツ等を登録等しないこと。
- 5 その他委員会の定める事項

(利用情報及び個人情報の取り扱い)

第9条 研究者等は、GakuNin RDM を利用する場合、国立情報学研究所研究データ管理基盤サービス利用規程（以下「規程」という）第12条及び同第14条に基づき、NII が利用情報及び個人情報を利用することについて、同意するものとする。

(免責)

第10条 研究者等は、GakuNin RDM を利用する場合、規程第16条に定めるNIIの免責事項について、同意するものとする。

(事務)

第11条 本学のGakuNin RDMの利用に係るNIIとの連絡は、附属図書館が担当する。

(雑則)

第12条 本要項に定めるもののほか、本要項の実施について必要な事項は、別に定める。

附則

この要項は、2021年4月1日から施行する。